

# 国立国会図書館工事総合評価落札方式の実施要領

平成 24 年 6 月 27 日国図管 1206211 号  
改正 平成 27 年 5 月 14 日国図管 1505012 号  
改正 令和 元年 5 月 13 日国図管 1904181 号

## 1 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 3 条の基本理念に基づき、総合評価落札方式の基本的事項を定め、国立国会図書館が発注する工事の品質の確保や向上、工事目的物の性能の向上等が図られることを目的とする。

## 2 実施方針

国立国会図書館が発注する工事のうち、1 件につき予定価格が 2, 0 0 0 万円を超える工事については、総合評価落札方式を適用するものとする。

ただし、緊急を要する工事の場合は、適用しないことができるものとする。この場合、国立国会図書館公正入札調査会議の審議によるものとする。

## 3 用語の定義

本要領における用語の定義は以下のとおりとする。

### (1) 総合評価落札方式

価格と価格以外の要素（品質など）を総合的に評価して落札者を決定する入札方式をいう。

総合評価落札方式のタイプは、「施工能力評価型」（国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（2013 年 3 月）（以下「運用ガイドライン」という。）の「施工能力評価型 I 型」に相当）及び「技術提案評価型」（運用ガイドラインの「技術提案評価型 S 型」に相当）を適用する。

### (2) 配点

総合評価落札方式のタイプや工事種別等により定められた個々の評価項目において、評価基準に基づき与えられる得点をいう。

### (3) 評価点

総合評価落札方式のタイプや工事種別等により定められた個々の評価項目において、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点をいう。

(4)加算点

評価点の合計をいう。具体的には企業の能力等、配置予定技術者の能力等に関する各競争参加者の評価点に、「技術提案評価型」においては技術提案の内容に応じて付与される点を加えたものである。

(5)標準点

総合評価において、競争に参加するための要求要件を満たしている場合に付与される基礎点であり、100点とする。

(6)技術評価点

価格以外の要素を点数化した値であり、標準点（100点）に加算点を加えた点をいう。

(7)評価値

総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、技術評価点を入札価格で除して求める。原則、この値の最も高い者を落札者とする。

(8)基準評価値

標準点（100点）を予定価格で除した値をいう。

## 4 入札・契約手続

(1)手続フロー

総合評価落札方式は以下の順により各手続を行うものとする。

ア 発注手続段階

- ①工事概要の確認
- ②総合評価落札方式のタイプの選定
- ③資格要件、評価項目、配点、日程の設定
- ④工事概要書、入札説明書、公告文の作成
- ⑤技術審査会1回目（総合評価項目、評価基準の審査）
- ⑥国立国会図書館公正入札調査会議1回目  
（資格要件の調査審議及び手続開始の承認）

イ 発注段階

- ① 公告
- ② 技術資料の受領
- ③ 技術資料に基づくヒアリングの実施

(ただし、「施工能力評価型」においては必要に応じて、「技術提案評価型」(WTO案件)においては必ず実施する。)

- ④ 技術資料の審査、審査資料の作成
- ⑤ 技術審査会 2 回目 (技術資料の評価)
- ⑥ 国立国会図書館公正入札調査会議 2 回目  
(参加資格及び評価の調査審議)
- ⑦ 技術提案採否 (「技術提案評価型」に限る) 及び資格確認の通知
- ⑧ 開札 (落札者の決定)

#### ウ 施工及び工事完成後

- ① 総合評価に関する施工計画打合せ
- ② 総合評価内容の実施状況の確認
- ③ 総合評価内容の実施結果の評価
- ④ 国立国会図書館公正入札調査会議への報告

#### (2) 事務手続日程

事務手続の日程については、参考資料 1 による。

#### (3) 技術提案の採否等に関する苦情処理

国立国会図書館においては、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、施工計画の可・不可や技術提案の採否の通知の後等に苦情を申し立てた者に対し、発注者として入札・契約の過程について適切に説明する。

#### (4) 資格要件

総合評価落札方式によって契約相手方を決定する場合に求める資格要件に関しては、粗雑工事实績者を排除し、競争参加者の施工能力を確認するために、次のア～エを行う。

ア 同じ発注工種区分の、国立国会図書館が発注した工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、過去 2 年間に完成した元請けとしての実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績の評定点の総和の平均が 60 点以上であること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、過去 2 年間に完成した元請けとしての実績がある場合においては、経常建設共同企業体としての実績及び構成員の全ての実績の総和の平均点が 60 点以上であること。

イ 参加する企業及び配置予定技術者の施工能力を確認するため、同種工事を設定する。また、幅広く参加者を求めるため、類似工事を設定する。

① 同種工事

同種工事は、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて案件ごとに適切に設定するものとし、以下による。

(ア) 求める施工実績は、原則として過去15年間とする。

(イ) 経常建設共同企業体にあつては、構成員のいずれか1者の施工実績をもって参加できるものとする。

(ウ) 国立国会図書館が発注した工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点以上であること。

② 類似工事

設定内容は、同種工事で設定された条件をより緩和したものとする。

なお、同種工事の(ア)～(ウ)の条件については、類似工事も同じ条件とする。

ウ 配置予定技術者の資格として発注工種区分に応じた、建設業法等にのっとり必要な資格を求める。

エ 「施工能力評価型」にあつては、施工計画に関する事項として、施工上配慮すべき事項について、特に重要と考えられる工種に係る施工方法や環境対策などについて記述を求め、その適切性を可・不可の二段階で審査する。不可の場合は欠格とする。適切性の審査においては必要に応じてヒアリングを実施する。

## 5 総合評価

### (1) 総合評価の方法

運用ガイドラインにのっとり、以下により実施するものとする。

ア 競争参加資格を満たしていた場合に、標準点（100点）を与える。

イ 総合評価落札方式のタイプ毎に設定した評価項目に対する評価点を求め加算点として付与する。

ウ 総合評価の適用及び方法等については入札公告等において明らかにするものとする。

### (2) タイプの選定

予定価格が2,000万円を超える工事は、施工能力を評価する「施工能力評価型」を適用し、予定価格が3億円を超える工事は、施工能力に加え技術提案を求めて

評価する「技術提案評価型」を適用する。WTO対象工事は「技術提案評価型」とする。（参考資料2参照）

### (3) 配点の設定

「施工能力評価型」においては、「企業の能力等」、「配置予定技術者の能力等」いずれも10点の計20点とする。

「技術提案評価型」においては、「企業の能力等」を5点、「配置予定技術者の能力等」を5点、「技術提案」を10点の計20点とする。ただしWTO案件の場合は、技術提案のみを評価対象とし、1課題10点配点の2課題設定、計20点とする。

### (4) テーマ（課題）の設定

「技術提案評価型」において、求める技術提案のテーマ（課題）の設定は、原則として品質確保・向上の観点に特化し、工事の技術的特性を踏まえた上で工種を指定し、それに係る施工計画について、次のいずれかの視点から1課題（WTO案件は2課題）を設定するものとする。1課題あたり提案は2つまでとし、課題は「〇〇に関する取組み」として求めるとともに「標準案」を提示する。

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その内容は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、評価項目の対象としないものとする。

- ① 総合的なコストの縮減に関する事項
- ② 工事目的物の性能、機能の向上に関する事項
- ③ 環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する事項

### (5) 評価項目

総合評価における評価は、企業の評価、配置予定技術者の評価及び「技術提案評価型」にあっては「技術提案」の評価を行うものとし、各評価項目は、原則として以下によるものとする。

#### ア 企業の評価

##### ① 工事成績の評価

同じ発注工種区分の過去2年間の実績において、国立国会図書館が発注した工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事の全ての評定点の平均により評価する。

なお、提出されたものに漏れがある場合は、漏れている工事で評価に不利となるもののみを追加し、評価する。

##### ② 安全管理の状況の評価

過去5年間に国立国会図書館から工事事故等について、口頭注意以上の措

置が無い場合に評価する。

③ 同種・類似工事の施工実績の評価

施工実績として掲げられた工事の同種・類似の別及び発注者の別により評価する。

④ その他国立国会図書館公正入札調査会議において必要と認めた事項の評価

イ 配置予定技術者の評価

① 工事成績の評価

同じ発注工種区分の過去5年間の、国立国会図書館が発注した工事又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事の全ての評定点の平均により評価する。

なお、提出されたものに漏れがある場合は、漏れている工事で評価に不利となるもののみを追加し、評価する。

② 同種・類似工事の施工実績の評価

施工実績として掲げられた工事の同種・類似の別、発注者の別及び従事した立場により評価する。

③ 継続教育（CPD）の取得状況

継続教育の証明（推奨単位以上）の有無により評価する。

ウ 技術提案の評価（「技術提案評価型」に限る）

技術提案のテーマ（課題）に対する提案については、次の点に配慮して評価する。

- ・実現性や安全性等が認められる場合
- ・期待される効果の有効性、具体性、適切性が認められる場合
- ・総合的なコスト削減についてはライフサイクルコストの観点から有効であり、また提案の施工計画の経済性が認められる場合

エ ヒアリングによる評価

技術者の監理能力や、技術提案の適切性や理解度を、必要に応じてヒアリングし評価する。WTO案件の場合は必ず実施する。

(6) 標準案を満足しないと判断する事項

ア 提案の表現等が具体的でない等の場合

イ 提案内容が関係法令に違反する等、施工不可な場合

ウ 契約後の協議が必要となる等、発注時点では判断出来ない場合

(7) 落札者の決定

落札者の決定は、以下の要件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 最低限の要求要件を全て満たしていること。

ウ 評価値が基準評価値と同等以上であること。

6 技術審査会の設置等

(1) 技術審査会の設置

総合評価を実施する評価基準、加算点及びテーマ（課題）についての審査並びに提出された技術提案書の評価を行う機関として技術審査会を設置する。

なお、技術審査会の委員の構成は以下による。

ア 審査の対象となる工事を所掌している課長

イ 審査の対象となる工事を所掌している課長補佐

ウ 審査の対象となる工事の会計担当補佐

エ 審査の対象となる工事を所掌している課長が指名する者

(2) 国立国会図書館公正入札調査会議の役割

国立国会図書館公正入札調査会議は、技術審査会から報告されたテーマ（課題）、評価基準等及び技術提案評価に関し調査審議し決定する。

7 履行の確認

総合評価において評価された技術提案等は、当該工事の契約後、速やかに受注者に技術提案実施計画書の提出を求める。

工事着手後、監督員は、提出された技術提案実施計画書に基づき各施工段階での実施状況を確認するものとし、工事完成時に検査職員に報告するものとする。

## 8 ペナルティー

履行確認の報告において、受注者の責により技術提案実施計画書の全部若しくは一部の実施がなされていないことが確認された場合、監督員は、達成状況により工事成績評定点から最大 10 点の範囲内においてペナルティーとして工事成績評定点を減ずるものとする。

### 附 則

本要領は、平成 24 年 7 月 1 日以降に入札の公告を行う契約について適用する。

### 附 則

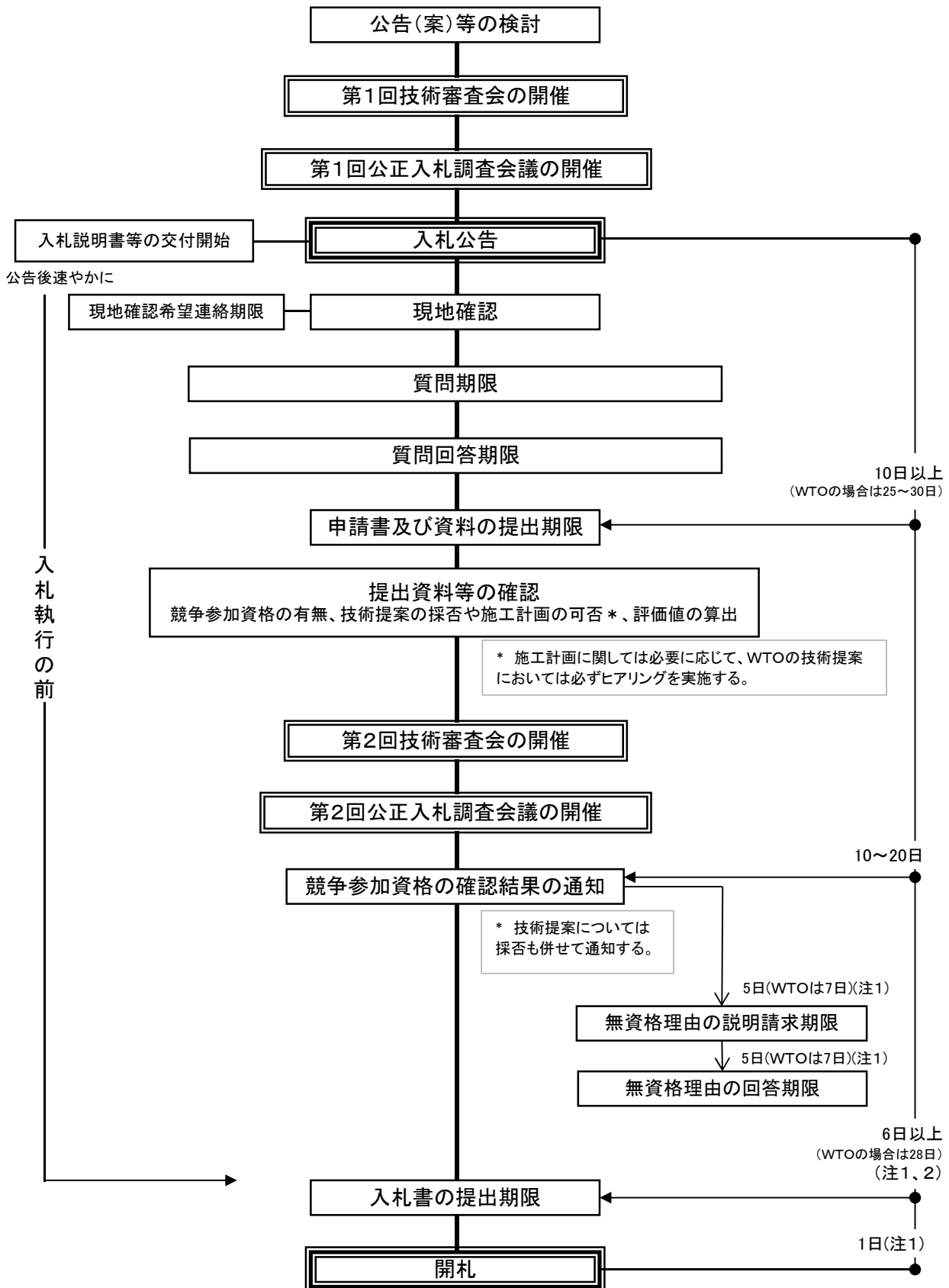
本要領は、平成 27 年 5 月 15 日より適用する。

### 附 則

本要領は、令和 元年 5 月 13 日から適用する。

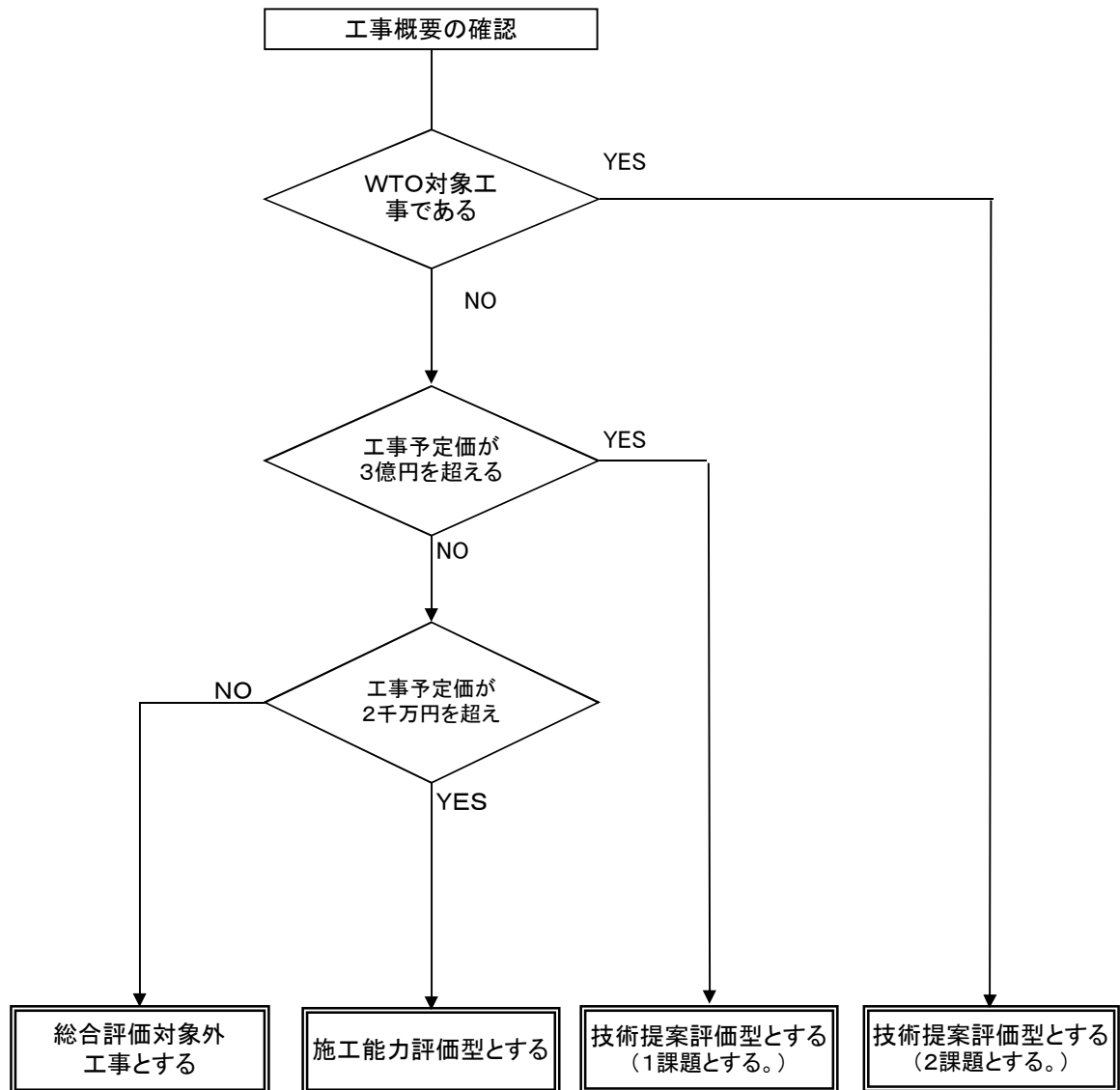


一般競争入札(総合評価)



注) 1. 日曜日、土曜日、祝日等を含まない。  
 2. 説明請求があった場合には、必要日数を確保するものとする。

総合評価タイプの選定フロー



- 注) 1. 緊急を要する工事については、適用しないことができるものとする。(要領の第2)
2. 技術提案のテーマ(課題)については、1つ設定する。ただしWTO案件の場合は2つ設定する。(要領の第5の(4))
3. 技術提案のテーマ(課題)は、要領の第5の(4). テーマ(課題)の設定によるものとする。
4. 工事規模が2千万円以下の工事は総合評価の対象外とする。(要領の第2)